

# 令和6年度 八幡小学校いじめ防止基本方針

(32) 富山市立八幡小学校

## 1 八幡小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立八幡小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「八幡小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての児童に関わる問題であることから、児童が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて児童が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民だけでなく、県や市、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

本校は、小規模校であり、男女間や異学年の友達とも比較的仲がよい。しかし、人数が少ない故に、人間関係が固定化されてしまい、時に相手のことを思いやる気持ちが薄れ、傷つける言動をしてしまうことがある。また、小学校入学後、遊びから学びに生活の中心が変わったことで、学校生活に適応できない小一プロブレムに陥り児童間のトラブルに発展することもある。自我が強く出やすい中学年に冷やかしかからかい、仲間はずれ等へ発展していくケースがある。

### (2) 本校の課題

- ・ 中学年にトラブルになる傾向があるので、低学年の段階で未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・ ささいなことから子供同士のトラブルに発展するので、全校で思いやりの心を育てる指導を進めていく。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- ① 全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を行う。
- ② 全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進める。

- ③学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ④児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じ取れる「絆づくり」を進める。
- ⑤いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く（いじめ防止委員会の設置）。
- ⑦いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ⑧いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照 ①いじめ防止 4 P

【表 1 いじめ防止委員会】

②いじめ防止 7 P

【表 2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①休み時間や放課後の児童の様子、日記等での児童との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く児童たちを見守る。
- ②ささいないじめに関する兆候情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- ③定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- ④児童や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や S C 等の窓口について広く周知するよう努める。
- ⑤相談に対して、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底する。

(3) いじめが起きたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- ②児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「緊急いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照 ①いじめ防止 4 P

【図 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

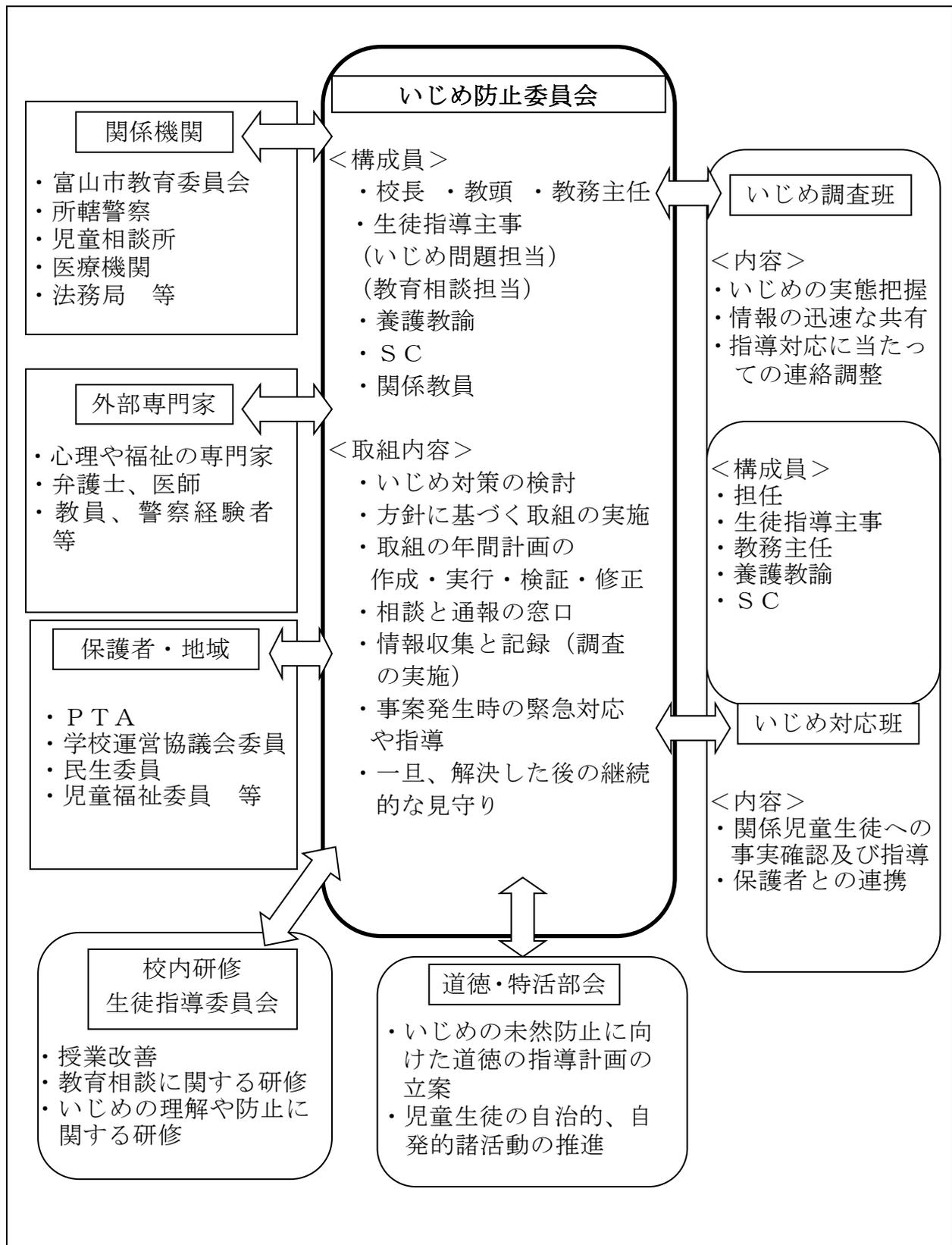
②いじめ防止 6 P

【図 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ④速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた児童といじめた児童それぞれの保護者に連絡する。
- ⑤犯罪行為を伴うものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは所轄警察署と相談をして対応する。
- ⑥いじめられた児童とその保護者へは次のような支援を行う。
- ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた児童の安全を確保する。
  - イ 必要に応じ、いじめた児童を別室で指導すること等で、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられるようにする。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組む。
- ⑦いじめた児童とその保護者へは次のように指導・助言を行う。
- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめた児童へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた児童のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童の健全な成長を促すことを目的に行う。
- ⑧いじめが起きた集団の児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、同調することや傍観することはいじめに加担することと同じであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
- ⑨謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの児童との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ⑩ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ⑪児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。
- ⑫ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑬パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
- ⑭いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

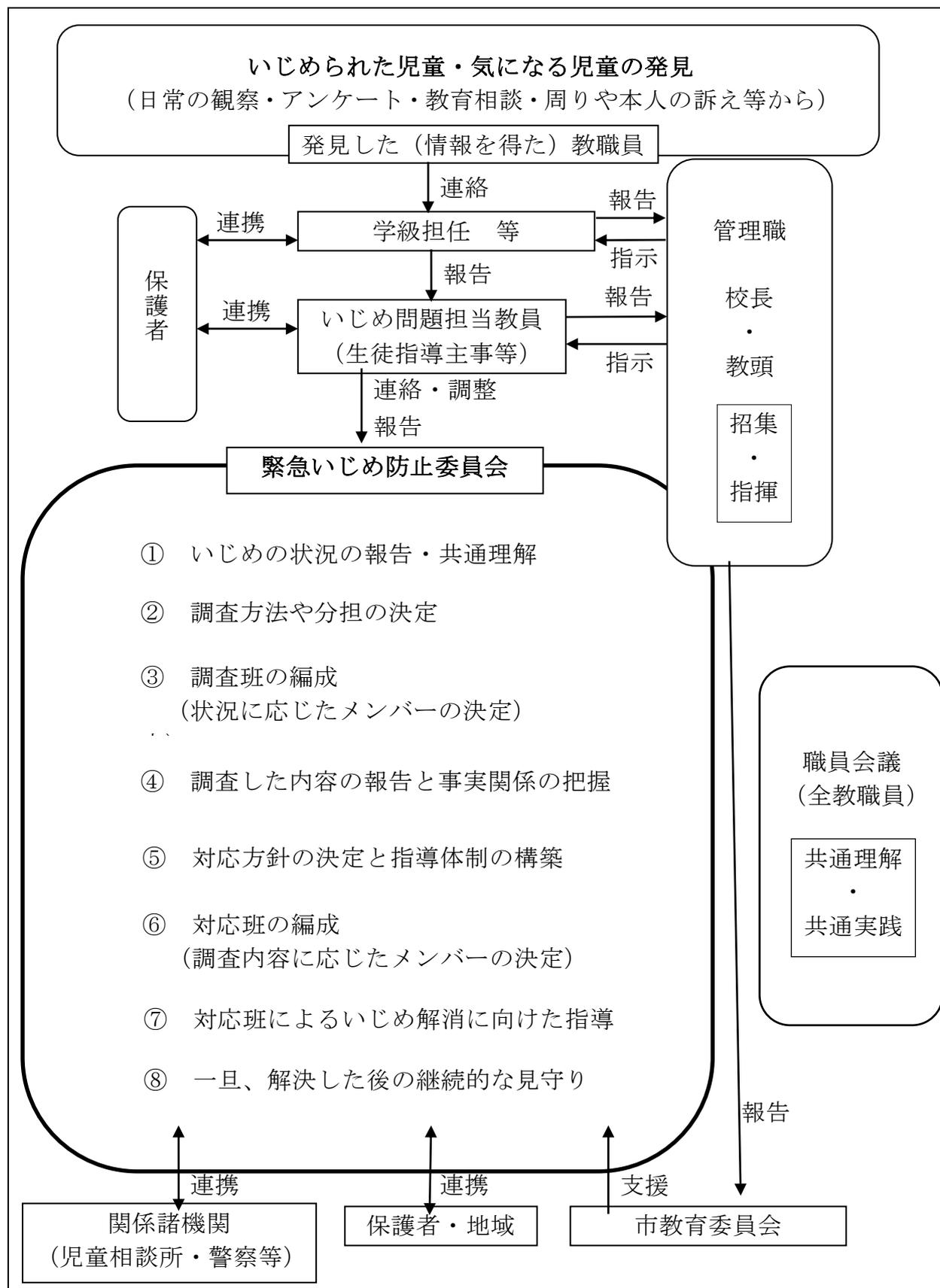
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表1 いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	高島 恭子	総 括	総 括	
教頭	山田 麻子	班 長	班 長	
生徒指導主事	嶋田 若菜	調査班	対応班	
教務主任	城石 康博	調査班	対応班	
各学年主任	宮本 淳子 平野 紗也佳 松島 優登 高野 昌幸 大貫 直美 佐藤 雄大 湯浅吏永子	調査班	対応班	
養護助教諭	酒井 佑華	調査班	対応班	
S C	板橋 真紀	調査班	対応班	週1回

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解		事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施				
未然防止への取組	職員会議		いじめ問題に関する職員研修会①				
早期発見への取組			個別懇談会での保護者啓発				
	①学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・宿泊学習等)						
	いじめアンケート (学校生活アンケート)		教育相談週間				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ防止委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急いじめ防止委員会の実施			いじめ防止委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (学習発表会等・宿泊学習等)		児童会による「人権週間」への取り組み		③学級・学年づくり 人間関係づくり (スキー学習・祝う会等)		
早期発見への取組	いじめアンケート (学校生活アンケート)		教育相談週間		いじめアンケート (学校生活アンケート)		
					保護者 学校評価アンケート		
					道徳・特別活動 計画へ生かす		
					教育相談週間		

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

<p>① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒が自殺を企図した場合</li><li>・身体に重大な障害を負った場合</li><li>・金品等に重大な被害を被った場合</li><li>・精神性の疾患を発症した場合</li><li>・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合</li></ul>	これらがいじめによるものである疑いが生じているとき
<p>② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日以上欠席を目安とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一定期間連続して欠席している場合</li></ul>	これがいじめによるものである疑いが生じているとき

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

#### ① 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査組織

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態に当たるか否かを市教育委員会と直ちに協議の上、適切に判断する。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討する。
- ・事案によっては、報道機関からの取材も考えられるので、対応窓口を明確にして適切な対応に努める。

#### ② 重大事態の疑いがあると認められる事態の調査の実施に当たって

- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行う。
- ・調査に当たっては、重大事態の疑いがあると認められる事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進める。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を

聴取し、公平性、中立性を確保する。

- ・学校自身が、たとえ不都合なことがあっても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢をもち、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校いじめ防止対策委員会の役割は果たされていたか、学校がいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行う。

#### いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

#### いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・いじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

### (3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - ・学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
  - ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努める。
  - ・調査結果を報告する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者と確認する。
  - ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明する。
  - ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童又は、保護者に対して説明を行うことを検討する。
  - ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、いじめの事実関係について説明する。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめをしたことの過ちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる。

- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断する。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を要請する。

## ② 調査結果の報告

学校は、下記のことをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

- ・調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明します。その際に、教育委員会の会議において議題として扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。